

平成19年度から

市・道民税が大きく変わります！

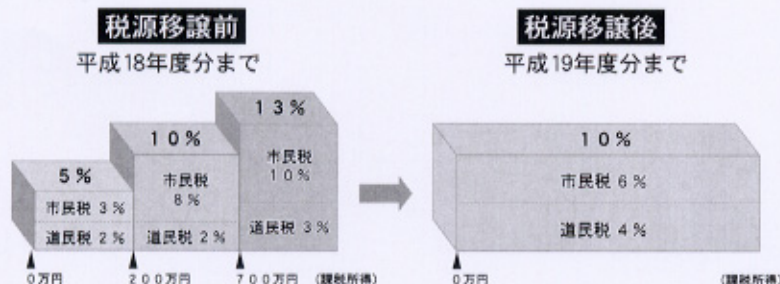
道や市町村などの地方自治体が自主的に財源の確保を行い、効率的に身近な行政サービスを行なえるよう国税(所得税)から地方税(市・道民税)へ税源が移譲されます(国の三位一体の改革)。

この「税源移譲」により、国に納める所得税は減り、地方に納める市・道民税は増えることとなりますが、基本的には納税者の負担は変わらないよう調整されています。

また、このほかの税制改正として「定率減税の廃止」や「年齢65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う特例控除額変更」などの改正がありますので、市税の主な改正点をお知らせします。

税源移譲ポイント1 市・道民税の所得割の税率が改正

■市・道民税の税率(図1)



市・道民税の所得割の税率が一律10%に改正されます。

従来は、その所得額により5%、10%、13%の3段階の累進課税による税率構造になっていましたが、これが一律10%になります。

これにより図1のように市・道民税が増減することになりますが、その一方で国の所得税が表1のように増減しますので、「所得税+市・道民税」の負担は変わらないことになっています。

■所得税の税率(表1)

	平成18年分まで	平成19年分以降
195万円以下	10%	5%
195万円超 330万円以下		10%
330万円超 695万円以下	20%	20%
695万円超 900万円以下		23%
900万円超 1,800万円以下	30%	33%
1,800万円以下	37%	40%

税源移譲ポイント2 納税者の負担額が変わらないための調整

【1】基礎控除や扶養控除等の人的控除額を調整します。(調整控除)

所得税よりも市・道民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額(次の表2を参照)が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は市・道民税の方が所得税よりも大きくなります。

したがって、市・道民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税

率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・道民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

(表2)

課税所得金額が200万円以下の場合	次の1, 2いずれか少ない額の5%を控除 1. 人的控除額の差の合計額 2. 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

■所得税と住民税の人的控除額の差(表3)

所得控除		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特定の寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

【2】 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置。(19年度分市・道民税のみに適用)

(表4)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の市・道民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。このため、平成19年度分の市・道民税を移譲前の税額まで減額する経過措置が設けられます。

対象者	次の1と2を満たす方	
	1 平成19年度市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差 2 平成20年度市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) ≤ 所得税との人的控除額の差	
計算方法	※「人的控除額の差」は、表3をご参照下さい。 ・平成19年度の合計課税所得金額に、税源移譲後の税率を適用し、調整控除をした後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、引いた額を減税します。 ・既に納税済みの場合は、還付します。	
申告	対象者は、平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告を要します。	

税源移譲ポイント3 市・道民税と所得税のそれぞれの移譲時期

市・道民税は平成19年度から、所得税は平成19年分から行われます。

(表5)

市・道民税	給与所得者	平成19年6月から増えます	
	年金受給者	●普通徴収(納付書で納めている)の人 → 第1期分(納期6月25日)から	
	事業所得者	●特別徴収(給付天引きで納めている)の人 → 6月の給与引き取り分から	
所得税	給与所得者	平成19年1月から減ります	1月支給の給与から源泉される所得税額が減ります
	年金受給者	平成19年2月から減ります	2月支給の年金から源泉される所得税額が減ります
	事業所得者	平成19年分の確定申告から減ります	平成20年2月～3月に行なう確定申告から減ります

※年金受給者については、年金の額や扶養人数などによって所得税が源泉されていない場合があります。

そのほかの改正

【1】 定率減税が廃止されます

景気対策のため、暫定的な税負担の軽減措置として平成11年度から実施されている定率減税が、市・道民税については平成19年度から、所得税については平成19年分から廃止されます。

(表6)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
住民税	15% (最高4万円)	7.5% (最高2万円)	廃止
所得税	20% (最高25万円)	10% (最高12.5万円)	廃止 (平成19年分)

